

部長及び参事官
殿
所 属 長

刑企発第117号
(警務、留管、捜一、捜二、組対、
鑑識、科研)
平成28年3月14日
10年保存(口訓)
本 部 長

【沿革】平成29年9月1日刑企発第398号改正
平成31年3月27日刑企発第122号改正
令和2年3月13日刑企発第92号改正

刑事専務員適任者選考要綱の制定について(通達甲)

刑事専務員の選考等に関し「刑事専務員適任者選考要綱の制定について(例規)」(平成23年1月5日捜一発第9号。以下「旧例規」という。)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該選考等に関し別添のとおり「刑事専務員適任者選考要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規に基づき刑事任用候補者名簿に登載された者は、この通達甲に定める刑事専務員適任者選考要綱に基づき刑事専務員任用候補者名簿に登載された者とみなす。

別添

刑事専務員適任者選考要綱

第1 趣旨

この要綱は、刑事警察に専従する警察官（以下「刑事専務員」という。）に必要な基本的知識、技能等を有している者（以下「刑事専務員適任者」という。）の選考及び刑事専務員任用候補者の決定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 刑事専務員適任者選考委員会の設置等

1 刑事専務員適任者選考委員会の設置

刑事専務員適任者の選考を公正かつ円滑に行うため、県本部に刑事専務員適任者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の任務

委員会は、刑事専務員適任者の選考を実施する。

3 委員会の組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 刑事部長
副委員長 組織犯罪対策参事官
委員 人材育成課長
県本部留置管理課長
刑事企画課長
捜査第一課長
捜査第二課長
組織犯罪対策課長
鑑識課長
科学捜査研究所長
警務部管理官

4 委員会の運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその事務を代行する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、副委員長及び委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

5 刑事専務員適任者の選考方法

- (1) 刑事専務員適任者の推薦

所属長は、別表第1の刑事専務員適任者基準に定める基準を満たす警察官であって、かつ、刑事専務員に任用することが適当であると認められる者を委員会が指定する日までに別記第1号様式の刑事専務員適任者推薦書により委員長に推薦するものとする。

(2) 刑事専務員適任者の選考

委員会は、所属長から推薦された者について、別表第2の刑事専務員適任者選考方法に定める方法により真に刑事専務員適任者にふさわしい者を選考するものとする。

(3) 選考結果の報告及び通知

委員長は、委員会における選考結果を本部長に報告するとともに、所属長に通知するものとする。

第3 刑事任用時教養の実施

刑事専務員適任者に選考された者に対しては、「刑事任用時教養実施要綱の制定について（通達甲）」（平成28年3月14日刑企発第116号）に基づき、犯罪捜査に関する基本的知識及び技能を修得させるための刑事任用時教養（以下「任用時教養」という。）を行うものとする。

第4 刑事専務員任用候補者名簿への登載等

1 刑事専務員任用候補者名簿への登載

本部長は、任用時教養の課程を修了した者の中から、任用時教養の期間中における成績、素行等を勘案して刑事専務員任用候補者を決定し、別記第2号様式の刑事専務員任用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載するとともに、所属長に名簿を送付するものとする。

2 名簿からの削除

(1) 本部長は、名簿に登載されている者が刑事専務員としての適格性に欠けると認めるときは、当該者を名簿から削除するとともに、所属長に削除後の名簿を送付するものとする。

(2) 名簿に登載されている者が、登載の日から起算して5年を経過するまでの間に、刑事専務員に任用されなかったときは、名簿から削除したものとみなす。

第5 名簿未登載の刑事専務員既任用者に対する措置

所属長は、名簿に登載されていない者を刑事専務員に任用した場合は、速やかに任用時教養を受講させるものとする。

第6 庶務

この要綱に定める庶務は、刑事企画課において行う。

(別表・別記様式省略)